

浜田港国際定期航路安定化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、他港から浜田港国際定期コンテナ航路（以下「定期航路」という。）への利用を促進するため、貨物の輸出入を行う者に対し海上運賃の一部を補助することにより、もって浜田港における利用量の増加及び定期航路の複数便化による安定的な航路を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に事業所を有し、継続的に事業活動を行う者
- (2) 浜田港と韓国釜山港を結ぶ国際定期コンテナ航路の就航船社が役務未提供である港を利用する者
- (3) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとすること。
- (4) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。

(補助金額等)

第3条 補助金の額は、別表第1に掲げる国際コンテナ航路の相手国の区分に応じ、対象となる航路の令和5年度実績を超える輸出入貨物1TEUにつきそれぞれ同表に定める額のとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

2 補助対象期間は、別表第2に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田港国際定期航路安定化推進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別表第3欄に掲げる日までに浜田港振興会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 船荷証券の写し
- (2) 輸出入当事者と申請者が異なる場合は、その取引関係を明らかにする書類の写し（注文書、配送指示書等）
- (3) その他、会長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 会長は、前条の交付申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田港国際定期航路安定化推進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第6条 会長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第 1 (第 3 条第 1 項関係)

国際コンテナ航路の相手国	補助金額	
	起算地 (首都)	距離
オーストラリア	キャンベラ	7,922 km
カナダ	オタワ	10,342 km
アメリカ	ワシントンD. C	10,923 km
英国	ロンドン	9,615km

- 1 補助対象となる役務未提供である港が属する国を基準とする。
- 2 この表に定めのない国や地域は、別途協議のうえ決定する。

別表第 2 (第 3 条第 2 項関係)

補助対象期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに取り扱った貨物

別表第 3 (第 4 条関係)

申請期限	
第 1 回	令和 6 年 7 月 10 日まで
第 2 回	令和 6 年 10 月 10 日まで
第 3 回	令和 7 年 1 月 10 日まで
第 4 回	令和 7 年 4 月 10 日まで

- 1 申請期限の前月末までを補助対象期間として申請するものとする。
- 2 補助を受けた対象貨物は、それ以降の提出期限では補助対象外とする。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。